

1. 目的

- 地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置。
- 従来の病院毎（点）への支援ではなく、都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく対象地域全体（面）への支援。

2. 事業概要

- 対象地域 二次医療圏を基本とする地域（全都道府県各2地域を想定）
- 対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定
ただし、医師確保事業は必須要件
- 計画期間 平成25年度までの5年間
- 予算総額 3,100億円（100億円×10地域、25億円×84地域）
※ 一部執行停止後：2,350億円（25億円×94地域）

地域医療再生基金を活用して行う事業の例

1. 医師等確保関係事業

- 大学医学部に地域医療、救急医療、周産期医療等を研究テーマとした寄附講座を設置し、当該講座から医師不足の病院等に医師を派遣する。
- 大学医学部の入学定員に地域枠を設け、将来その地域で診療を行うことを条件として、地域枠の医学生に奨学金を貸与し、医師になった後、貸与期間の1.5倍の間、その地域での診療を義務付ける。

2. 医療連携関係事業

- 医療連携の拠点として、地域医療支援センターを設置し、地域医療再生計画の進行管理、クリティカルパスの作成・運用、患者の転院・在宅移行のコーディネート等を行う。
- 地域の医療機関で電子カルテを導入・ネットワーク化し、患者情報を共有し、医療連携を推進する。

3. 救急医療関係事業

- 救命救急センターの空白地域の病院に、医師を派遣した上で、医療機器を充実させ、救命救急センターを整備する。
- 開業医が交代で診療する初期救急センターを二次救急医療機関に併設し、二次・三次救急医療機関に患者が集中しないような体制を確立する。
- 二つの二次救急医療機関の機能を再編し、救急患者を 24 時間 365 日体制で受け入れる二次救急医療機関を整備する。
- ドクターヘリの配備により、広域搬送体制を確立する。

4. 周産期医療関係事業

- 総合周産期母子医療センターのNICU、GCU、MFICUを増床し、受入体制を強化する。
- 助産師外来を整備し、医療資源を効果的に活用しながら、安心なお産と産婦人科医の負担軽減を図る。

- NICU長期入院児の退院や、在宅療養児のショートステイに対応するため、重症心身障害者施設を整備する。

5. 小児医療関係事業

- 小児集中治療室(PICU)を増床し、小児の救急医療体制を強化する。
- 小児救急拠点病院の負担を軽減するため、小児初期救急センターを整備する。

6. へき地医療関係事業

- へき地医療拠点病院からへき地診療所へ医師を派遣し、へき地の医療体制を確保する。
- へき地医療拠点病院とへき地診療所をITで結び、画像情報等を共有し、診療援助を行う。

7. 在宅医療関係事業

- 在宅医療の拠点として、在宅医療支援センターを設置し、在宅患者からの相談への対応、医療機関と福祉施設の連携体制の構築等を行う。
- 高齢者に多くみられる肺炎等の疾患予防のため、歯科診療所に訪問歯科診療セットを配置し、口腔ケア体制を強化する。

